

令和4年予備試験解答速報 - 民法

1 設問1 (1)

2 1. Bは、Aに対して、本件請負契約（民法632条）の目的物である甲建
3 物の品質に関する契約不適合を理由として、代金減額請求権（559条に
4 よる563条の準用）を行使して、本件請負契約に基づく報酬の減額を請
5 求していると考えられる。

6 2. Bは、Aとの間で、Bの所有する土地の上にAが鉄筋コンクリート造の
7 5階建て店舗用建物である甲建物を報酬2億円で新築することを内容と
8 する本件請負契約を締結した。

9 3. 「目的物」の「品質」に関する「契約の内容」は、契約当事者が特に合
10 意した内容及び取引上の社会通念に照らして判断される。

11 本件請負契約では、Bは、Aに対して、「外壁の塗装には塗料αを使用
12 してほしい。」と申し入れ、Aがこれを了承したことにより、外壁の塗装
13 には塗料αを使用することが合意の内容となり、甲建物の「品質」に関
14 する「契約の内容」になっていた。そうすると、「引き渡された目的物」
15 である甲建物の外壁の塗装において塗料βが使用されていたことは、塗
16 料βが塗料αよりも高価であるにもかかわらず、「引き渡された目的物が
17 …品質…に関して契約の内容に適合しないものであるとき」（563条1
18 項・562条1項）に当たる。

19 4. Bが塗料αによる再塗装を求めたが、Aがこれを拒絶しているのだから、
20 Bが「相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履
21 行の追完がないとき」（563条1項）に当たる。

22 5. 塗料βで外壁を塗装したことについてBが関与しているわけでもない

1 から、Aが塗料βで外壁を塗装したことはBの「責めに帰すべき事由に
2 よるものである」(563条3項)とはいえない。

3 6. 代金減額請求権は形成権であるところ、Bは、Aに対し、本件請負契
4 約に基づく報酬の減額を請求することで代金減額請求の意思表示をして
5 いるから、前記3の「不適合の程度に応じ」た代金減額の効果が生じる。

6 7. したがって、Bの請求が認められる。

7 設問1(2)

8 1. Bは、請負契約における注文者として、Aに対して、Aの仕事完成債
9 務の債務不履行を理由として再塗装に要する費用を損害としてその賠償
10 を請求(415条1項本文)していると考えられる。

11 2. 債務不履行に基づく損害賠償請求の原則的な要件は、①債務の発生原
12 因、②債務不履行、③損害の発生・金額、④②③間の相当因果関係、⑤
13 債務者の免責事由の不存在(同条項但書)である。

14 Bの上記損害賠償請求は、追完に代わる損害賠償請求である。しかし、
15 契約不適合が軽微であるため契約解除が認められない場合(541条但書)
16 に追完に代わる損害賠償が認められないのでは不都合であることと、「履
17 行に代わる損害賠償」という415条2項の文言を理由として、追完に代
18 わる損害賠償については、415条2項は適用又は類推適用されず、415
19 条1項のみが根拠規定になると解すべきである。

20 したがって、Bの損害賠償請求の要件は①ないし⑤のみである。

21 3. Bは、本件請負契約に基づく仕事完成「債務」として甲建物の外壁の
22 塗装で塗料αを使用する義務を負っていたのだから、外壁の塗装に塗料

1 β を使用したことは、仕事完成債務の不完全履行という意味で B が「債
2 務の本旨に従った履行をしないとき」に当たる（①、②）。

3 4. 上記の債務不履行により遅くとも甲建物の引渡時には再塗装に要する
4 費用相当額の「損害」が発生するのだから、その後に A による再塗装の
5 申入れを B が拒絶しても、上記「損害」は否定されない（③、④）。

6 5. A は、近隣住民に建築計画の概要を説明した際に、地域の美観を損ね
7 るとして多数の住民から反発を受けたため、周辺の景観に合致する、よ
8 り明度の低い同系色の外壁用塗料である塗料 β で甲建物の外壁を塗装す
9 ることとしたのである。しかし、塗料 α で外壁を塗装することが法令に
10 より禁止されているわけでもないから、前記 3 の債務不履行が契約外在
11 的リスクを原因とするものであるとして「債務者の責めに帰することが
12 できない事由による」（415 条 1 項但書）とはいえない（⑤）。

13 6. よって、B の請求が認められる。

14 設問 2

15 1. F は、乙不動産の所有権について、D を相続した令和 9 年 3 月 1 日又
16 は E から所有権移転登記を受けた令和 9 年 4 月 1 日を起算点とする 20
17 年の取得時効（162 条 1 項）の成立を主張することが考えられる。

18 2. 「所有の意思」の有無は、占有取得の原因・権原の客観的性質を基準と
19 して判断される。

20 D は、生前、C との使用貸借契約（593 条）に基づき乙不動産を占有
21 しており、使用貸借は貸主の所有権を前提とするものだから、C の占有
22 は、その客観的性質に照らすと他主占有であるから、「所有の意思」に基

1 づくとはいえない。

2 3. 占有も「相続」(896条本文)の対象になるところ、FがDを単独相続
3 (887条1項、896条本文)することで承継するDの占有は、他主占有
4 によるものであり、「所有の意思」に基づくものではない。もっとも、「相
5 続」を「新たな権原」(185条)とする自主占有への転換が認められない
6 か。

7 (1) 相続人が現実に物の支配を始める場合には、相続人独自の占有と被
8 相続人の占有とでその性質が異なることがあり得るから、相続人保護
9 の観点からも、相続を「新たな権原」とする自主占有への転換を認め
10 るべきである。もっとも、所有者に対して時効更新の機会を与える必
11 要があるから、自主占有への転換が認められるには、相続人による事
12 実的支配が外形的客観的にみて独自の所有の意思に基づくと解される
13 自主占有事情が必要であると解すべきである。

14 (2) Fが乙不動産の所有権移転登記を備えた令和9年4月1日の時点で
15 は、乙不動産における本件ラーメン店は閉鎖されていたのだから、F
16 が乙不動産の事実的支配を開始してそれが外形的客観的にみて独自の
17 所有の意思に基づくと解される自主占有事情が認められるのは、Fが
18 乙不動産において本件ラーメン店の営業を再開した令和9年5月1日
19 からである。したがって、令和9年5月1日の時点で自主占有への転
20 換が認められ、Fの占有が「所有の意思」に基づくものとなる。

21 4. 令和29年4月15日の時点では、令和9年5月1日から「20年間」
22 を経過していないから、20年の取得時効の成立は認められない。 以上